

# 『新型コロナウイルス感染症』に関する 国からの**臨時の助成金情報**のお知らせ

昨今の新型コロナウイルス感染症の全国的な流行に伴い、厚生労働省から企業を支えるための助成金が臨時でアナウンスされています。2020年4月10日時点の情報に基づき、以下2点ご案内いたしますので、自社で受給できる可能性があるか確認したい。という企業様がいらっしゃいましたら、ご連絡お願い申し上げます。

### 『雇用調整助成金』 申請要件が更に緩和

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、**休業等**の一時的な雇用調整を実施し、従業員の雇用を維持した場合に助成されます。

#### A.対象

- 最近1か月の売上高又は生産量などの事業活動を示す指標が、**前年同期に比べ5%以上減少している事業主**
  - ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主様が特例の対象となります。

#### B.助成額

- 緊急対応期間中に休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の**賃金相当額の9/10** (大企業は3/4)
  - ※ 日額上限は8,330円
  - ※ 解雇等を実施した場合、賃金相当額の4/5 (大企業は2/3)

#### C.緊急対応期間

**4月1日～6月30日**

### 小学校等の臨時休業等に伴う 保護者の休暇取得支援

正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは「別に」**有給の休暇を取得させた企業に対する助成金**が創設されています。

#### A.対象

- 下記の子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し労働基準法上の年次有給休暇とは「別に」**有給の休暇を取得させた事業主**
  - ✓ 新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
  - ✓ 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学校等に通う子

#### B.助成額

- **休暇中に支払った賃金相当額全額** (日額上限は8,330円)

#### C.適用日

**6月30日まで**

※本資料は、2020年4月10日時点の各種公表資料を基に作成しています。記載している内容は今後変更となる可能性もございますので、最新の情報については厚生労働省のホームページをご確認下さい。

下記を記入の上、FAX：0586-85-8692 へ

事務所名		TEL	—	—
住所	〒		代表氏名	

同業の方のご相談はご遠慮頂いております。予めご了承下さい。/ご提供頂いた個人情報は、社会保険労務士法人大和総合労務事務所からのご連絡以外には使用いたしません。